

横須賀市コールセンター及び上下水道局代表電話交換業務受託事業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 横須賀市コールセンター及び上下水道局代表電話交換業務に係る受託事業者の選考を公平かつ適正に実施するため、横須賀市コールセンター及び上下水道局代表電話交換業務受託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、横須賀市コールセンター及び上下水道局代表電話交換業務に係る受託事業の提案をした者について、その者が提出した書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、経営企画部長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(代理等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させなければならない。

2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部広報課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年11月30日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

経営企画部長 経営企画部広報課長 経営企画部デジタル・ガバメント推進室長 民生局地域支援部窓口サービス課長 環境部環境政策課長 上下水道局経営部総務課長
